

## 市庁舎整備調査特別委員会 中間報告書

平成27年第2回定例会において、本特別委員会に付託された市庁舎整備に関する調査について、次のとおり中間報告をする。

平成27年12月11日

旭川市議会  
議長 塩尻伸司様

市庁舎整備調査特別委員会  
委員長 笠木かおる

## 1 現在までの調査経過

平成27年7月3日から平成27年12月11日までの間、都合7回にわたり本特別委員会を開催し、慎重に調査を行った。

### 委員会の開催状況

開催年月日	調 査 概 要
平成27年7月3日 第1回委員会	1 調査目的の確認 2 代表者会議の設置
平成27年8月5日 第2回委員会	1 理事者から説明 ・旭川市庁舎整備基本構想策定に向けた検討 ・庁舎整備検討スケジュール ・庁舎整備に係る関係団体との意見交換 2 資料要求 ・中野，上村両委員から資料要求があった。
平成27年9月7日 第3回委員会	1 理事者から説明 ・旭川市庁舎整備タウンミーティング開催報告 ・旭川市庁舎整備検討審議会への諮問 ・旭川市庁舎整備に関する市民アンケート結果 ・関係団体からの意見及び意見交換最終報告 2 質疑 ・上村，白鳥，中野，のとや，金谷各委員から質疑があった。 3 資料要求 ・上村委員から資料要求があった。
平成27年9月8日 第4回委員会	1 質疑 ・久保，福居，高木，室井，小松，松家各委員から質疑があった。
平成27年10月27日 第5回委員会	1 理事者から説明 ・庁舎整備に係る職員アンケート結果 ・旭川市庁舎整備シールアンケート結果報告 2 質疑 ・上村，白鳥，中野，のとや，久保，金谷各委員から質疑があった。
平成27年10月28日 第6回委員会	1 質疑 ・福居，松家，室井，小松各委員から質疑があった。
平成27年12月11日 第7回委員会	1 議長宛て中間報告書及び委員長口頭中間報告案の決定

## 2 調査の中間報告

市庁舎整備に係る基本構想は、市民にも多様な考え方がある中、今後の旭川市のまちづくりにおいて大きな影響を及ぼす事業構想であることから、その策定に当たっては、市民の意見はもとより、本委員会での以下の意見等を十分に踏まえ、丁寧かつ慎重に進めていくべきである。

- 1 庁舎整備の必要性については、老朽化、狭隘化に加え、何より耐震性が著しく不足していることから早急に整備が必要であり、また、改築整備による事業費についても相当額を要することから、新庁舎建設による整備が最も望ましいものであること。
- 2 新庁舎の基本理念については、「市民でにぎわい、親しまれるシビックセンター」とあるが、具体的にどのような機能を備えた庁舎を目指すのか、シビックセンターの意義、附帯すべき機能などを精査、検討し、基本構想の中で丁寧に説明していくこと。
- 3 新庁舎が備えるべき機能と役割については、観光等の情報発信、ワンストップサービスなどの市民サービスの向上はもとより、防災拠点、市民交流の場など、市民の安全・安心な暮らしに十分寄与するものであること。
- 4 新庁舎の規模等については、過去、政策的にあえて庁舎を分散させてきた経過もあることから、財政負担なども考慮の上で分散型配置の可能性や、段階的な整備手法も含め、さらに検討すべきであること。
- 5 新庁舎の建設場所については、本委員会としては現庁舎エリアがふさわしいとの意見が大勢を占めた。今後、庁舎建設によって生じるまちづくりへの影響などを慎重に検討の上、建設場所を選定すること。
- 6 その他事項として、市民文化会館の今後のあり方については庁舎建設に密接に関連することからあわせて検討すること、建設手法については市の直接建設方式が望ましいこと、建てかえについては地元企業の受注機会にも配慮すること、建設時期については東京オリンピックと時期が重なれば資材等の高騰などが予想されることから慎重に検討すること、また、事業費については過度な将来負担を残さないようにすること。

との意見の集約を見た。

なお、本調査中間報告取りまとめに際し、各会派及び無所属委員から別紙のとおり意見が示された。

市庁舎整備調査特別委員会における各党派及び無所属委員の意見

【自民党・市民会議】

1 庁舎建設の必要性

建築後57年を経過し、機能面のみならず耐震強度の面からも課題がある。安全、安心のまちづくりを標榜する旭川市として、災害時に倒壊リスクがあるとされていることから早期の建てかえが必要である。

2 新庁舎の基本理念

「市民でにぎわい、親しまれるシビックセンター」との基本理念の考え方には賛同するものの、これまで具体的に説明されてきたような商工会議所や社会福祉協議会の入居だけで、こうした考え方になるものとは思えない。改めてシビックセンターの意義、附帯すべき機能を再検討すべきである。

3 新庁舎が備えるべき機能と役割

基本的には、市民サービスの点から、ワンストップサービスや相談機能の連携がスムーズで利用しやすい庁舎であるべきである。また、シビックセンターの機能としては、市民の祝祭の場ともなり得るアッシュアトリウムのような屋内型のイベントスペース、市民が利用できる会議スペース・カフェスペース、子育て支援機能と一体になった子ども図書館や学生達が集える学習スペースなども検討すべきである。さらには、身体・視覚・聴覚障害者に配慮された設計が望ましい。

4 新庁舎の規模

窓口機能などの集約は必要であり、一定の規模は必要である。しかし、今後、庁舎として将来にわたり必要となる規模が想定しづらい中、現在ある部署を全て集約するために大規模とすることは避けるべきである。これまで、政策的に分離してきた部署については、現在要している賃料に基づく将来負担額を精査の上で、今後、段階的な集約も想定するなど、市民の利便性を損なわない形での分散型配置も許容すべきである。

5 新庁舎の建設場所

現庁舎周辺エリアでの建設を望む意見と買物公園エリアでの建設を望む意見が併存している。いずれにしても、市長において、庁舎建設によって生じる中心市街地活性化など今後のまちづくりへの影響を慎重に検討の上、建設場所を選定すべきである。

6 その他（建設費の財源など基本構想策定に当たり検討すべき事項等）

旭川らしい庁舎の建設は必要であるが、中長期的に見ても限られた財源の中での建設とならざるを得ない。よって、デザイン性や造形の点で過大な投資となるような庁舎建設は避けるべきである。一方、他都市の事例も参考に可能な限り、旭川の特徴を生かし、木材を活用した庁舎の建設も検討すべきである。

## 【民主・市民連合】

### 1 庁舎建設の必要性

耐震性が著しく不足していることから、早急なる整備が必要と考える。

### 2 新庁舎の基本理念

整備に伴っては、周辺に分散している庁舎の集約により行政事務の効率化と市民の利便性（ワンストップサービス等）の向上を図り、加えて狭隘化の解消による利用しやすく質の高いサービスを提供するとともに、多くの人でにぎわうシビックセンターを目指す。

### 3 新庁舎が備えるべき機能と役割

市民が集う市民交流スペースに加え、市の魅力、観光案内など情報発信機能、災害時における防災拠点の役割を果たす。

### 4 新庁舎の規模

庁舎整備基本構想策定に向けた検討資料にある平成30年度の職員数などから算定した想定規模が妥当である。ただし、シビックセンターとしての機能の充実及び民間窓口機能によっては若干の規模の修正が必要である。

### 5 新庁舎の建設場所

建設場所においては、各候補地で特色、評価が分かれるが、現庁舎完成から50年以上経過していることから、「広く市民から認知されていること」、「第二庁舎が活用でき、駐車場が確保できること」など、現庁舎周辺が望ましい。

### 6 その他

- ・建設候補地の決定によるが、現庁舎周辺での整備の場合は、可能な限り現庁舎の有効活用を検討する。あわせて、市民文化会館の将来的なあり方についても検討する。
- ・建設費用については、将来に過度な負担を残さないことが重要である。また、建設時期においても、東京オリンピックなどを鑑み、慎重に判断することが重要である。
- ・事業手法については、さまざま検討した結果「直接建設方式」が望ましいと考える。
- ・現総合庁舎においては、日本建築学会賞を受賞しているほか、2003年に日本におけるモダン・ムーブメントの建築に選ばれた経緯もあることから、新庁舎完成後の解体については慎重に検討する。
- ・新庁舎の外観デザインについては、「彫刻のまち」「家具（木材）のまち」にふさわしい旭川市のイメージを象徴する斬新なデザインにより、観光客等が訪れるシンボリックな庁舎を目指す。

## 【公明党】

### 1 庁舎建設の必要性

平成25年10月18日から11月8日の間で実施された、市庁舎整備に関する市民アンケートによると、「現総合庁舎を建て替えた方がよい」など肯定的な意見が74.6%との結果が示されている。また、平成27年7月29日から8月8日の間で4回にわたり行われたタウンミーティングでも、説明を聞いた上での庁舎整備の必要性について、「そう思う」「どちらかというと思う」との回答が合わせて92.5%となり、9割以上の方が肯定的な見解を示し、その理由を見ると「耐震性の向上」が最も多い。次いで、「集約化の為」を理由とするものが多く、現在5カ所に分散している庁舎機能を不便に感じるという市民意識をあらわす結果とも言える。

最大の課題となっている総合庁舎の耐震性については、平成9年に耐震診断を行っているが、当該庁舎の判定は最小値でI s値0.004との結果が示されており、地震による建物の倒壊の危険性が高く、東日本大震災の教訓からも災害発生時において、庁舎機能を維持することは市民生活を守るためにも重要施策と考える。検討審議会や特別委員会での質疑を見ても、新庁舎建設の必要性は十分にあると考える。

### 2 新庁舎の基本理念

基本理念の前文で述べられている、本格的な少子高齢・人口減少社会の進行から発生する課題への対応や、多様な市民活動を支援し、多くの人々が集い、にぎわい、親しまれるとともに、まちづくりの中心としての役割を担う必要があるという部分は理解できるものの、突然、最後には、「こうしたことから、庁舎整備の基本理念を、市民でにぎわい、親しまれるシビックセンターとしました」と結ばれている。市としてのシビックセンターに対する考え方が説明されておらず、また、平成27年9月7日の市庁舎整備調査特別委員会での質疑でも、一般的なシビックセンターという理解の上から、市長公約となったシビックセンターの考え方について質問したが、明確な答弁は得られなかった。

基本構想策定に向けた検討資料で示している新庁舎の規模や機能が、市としてイメージするシビックセンターというものなのか、基本理念の中でしっかりと説明をするべきであり、具体的な考え方を示せないのであれば、市民に誤解を与えるものであり表現を改めるべきである。

### 3 新庁舎が備えるべき機能と役割

新庁舎整備に当たっての大前提は、耐震性にすぐれた防災拠点機能の充実を図ることにより、安全、安心な庁舎を目指すことであると考えられる。その上で、災害時においても、事業継続可能な設備などのバックアップ機能の確かな整備とともに、庁舎内のセキュリティー機能の強化を図るべきである。

以下、市民のための「具体的な庁舎機能と役割」を挙げる。

- (1) さまざまな行政サービスの提供や手続を完結できる総合窓口機能として、トータルサポートやワンストップサービスを確立すること。
- (2) 省エネルギー化に努めるとともに、新エネルギーを導入し、電気や熱源の自給自足を図るために太陽光発電や地中熱、雪氷冷熱等を活用した空調を整備すること。
- (3) 障害者や高齢者を初め、誰もが利用しやすいようバリアフリーに配慮したユニバーサルデザインを導入し、市民に優しい庁舎にすること。
- (4) 本庁舎の利便性機能として、展望スペースの設置や休憩もできるロビーの設置を含め、市民や職員にとっても利用しやすい食堂や売店・コンビニなどを設置すること。また、市民交流機能として、多目的利用が可能な「市民交流スペース」や、屋外においても「市民交流の広場」を設けるなど、市民に親しまれる庁舎を目指すこと。

#### 4 新庁舎の規模

庁舎整備に関する市民アンケートでは、集約型大規模庁舎という意見が46.4%であり、また、市内4会場で実施されたタウンミーティング来場者アンケートでも、「集約できる庁舎の規模」という意見が53.8%だった結果を見ると、これまでの大きな課題の一つであった庁舎の狭隘化、分散化を解消してほしいという市民意見のあらわれだったのではないかと思う。

一方で、新庁舎整備基本構想策定に向けた検討資料では、将来の推計人口が示されており、策定中の第8次旭川市総合計画の計画期間である平成39年度の推計人口31万2千人をもとに、客観的な規模の算定を行っている。当該検討資料や庁舎整備に係る関係団体との意見交換最終報告書の中でも、主な意見として「人口が減っても、単純に職員の業務量が減るわけではない」との記述が示されているなど、職員数と庁舎規模については相関関係を有していると思われるので、当面において、極端な人口減少が予想されていないということを踏まえると、一定の目標を設定し、新庁舎の規模を算定する必要があると思う。

したがって、これまでに受けとめてきた多くの市民要望を実現するためにも、基本構想策定に向けた検討資料で示されている3万7千平方メートル規模程度の新庁舎を整備する必要があると考える。

#### 5 新庁舎の建設場所

新庁舎の建設に当たっては、何よりも、市民に広く理解される事業としていかなくってはならない。そのような視点から、これまでの市民意見をまとめたアンケート等の資料を見てみると、最も多くの意見が集中しているのが現庁舎周辺エリアとなっており、平成25年10月に実施した市民アンケートでは53.8%の方が、そして、タウンミー

ティング来場者アンケートでは、実に64.2%の方が現庁舎周辺エリアを望むという結果になっている。また、現庁舎周辺は防災性が高く、ハザードマップ上でも浸水のおそれもなく、交通アクセス性もよい。さらに、市民にも親しまれているエリアとなっている。加えて、現庁舎エリアは、中心市街地活性化基本計画を初め、総合計画や都市計画マスタープラン等の上位計画との整合性も高いということが検討資料に示されている。

したがって、新庁舎の建設場所に最も適した候補地は、現庁舎周辺エリアと判断する。  
(検討審議会でも現庁舎エリアが最適との意見が大勢であった)

#### 6 その他（建設費の財源など基本構想策定に当たり検討すべき事項等）

- (1) 新庁舎建設に当たっては、早急に担当部局の新設を検討すること。
- (2) 基本構想策定に当たっては、まとめとして、市庁舎を訪れる方などを対象とし、再度アンケート調査を実施すること。
- (3) 新庁舎建設場所が現庁舎エリアに決定した際は、旭川市民文化会館も含めた整備を実施し、複合施設とする検討を進めること。
- (4) 基本構想の策定に当たっては、庁舎建設事業費の上限額を定め、庁舎建設整備基金の積み立て目標を示すこと。
- (5) 2020年（平成32年）の東京オリンピック・パラリンピックの影響により建設資材や人件費の高騰などが予想されることから、基本構想の策定段階から建設工事着手の時期については十分な検討を行うこと。



## 【日本共産党】

### 【庁舎整備についての基本的考え方】

- 1 市庁舎整備の必要性については、市庁舎の現状が老朽化、狭隘化、分散化の状態にあり、また、総合庁舎の耐震性能については、市庁舎に求められているI s値（構造耐震指標）を大きく下回っている状況にあることから、庁舎整備が必要であると考えます。
- 2 整備の方向性については、総合庁舎、第三庁舎が相当の築年数を経過しており、改築した場合でも相当の事業費を要することが見込まれ、建てかえする方向が望ましいと考えます。
- 3 新庁舎の立地場所については、用地の規模と立地場所から見て現庁舎エリアが最もふさわしいものと考えます。
- 4 新庁舎の建てかえに際しては、厳しい財政事情を直視して事業費を必要最小限度に抑えるべきと考えます。また、新庁舎の機能を必要最小限にしようとするならば、いわゆるランドマークの庁舎を追求すべきではないし、商工会議所や社会福祉協議会等の民間機能の入所を考えるべきではない。
- 5 基本構想においては、庁舎整備が財政に及ぼす影響及び財政見通しを示すべきである。

### 【庁舎建てかえの規模と手法について】

- 6 将来の人口減少と職員数の減少を考えたとき、分散している水道局以外の行政機能を第二庁舎と建てかえ庁舎とに一気に集約することは、経済効率から見て妥当ではないと考えます。また、政策的に分散させてきた経緯があることも考慮すべきと考えます。
- 7 庁舎建設は、東日本大震災の復興や東京オリンピックの開催と時期が重なることから、資材の高騰による影響が想定される。また、財政事情から見ても一気に2万平方メートル以上の建設に着手するのではなく、第1期工事、第2期工事に分けることを検討すべきである。その際、第1期工事を現第三庁舎エリアとし、第2期工事は現総合庁舎エリアに分けることも検討すべきである。
- 8 庁舎の建てかえの立地、規模を決定する際には、市民文化会館の今後のあり方についても密接に関連することから、その整備の方向についても明らかにすべきである。
- 9 事業手法については、市の直接建設方式が最も適した手法と考えます。

### 【検討の手法や情報開示と市民理解】

- 10 新庁舎の規模は、2013年1月策定の「庁舎整備検討委員会最終報告」にある「庁舎を集約した場合、市民サービスや行政効率などの機能面で優れている一方で、財政的負担も大きくなる」との認識を踏まえた検討と提案が必要である。
- 11 基本構想の策定においては、積極的に検討素材と情報を開示するとともに、市民に理解を得られるように努力すべきである。

## 【無所属 久保あつこ委員】

### 1 庁舎建設の必要性

現総合庁舎は耐震基準を満たしていないことから、新庁舎建設は必要と考える。

### 2 新庁舎の基本理念

「市民でにぎわい、親しまれるシビックセンター」でよいと考えるが、シビックセンターとしての機能については、特別な施設を併設するのではなく、①会議室等を市民と共用する、②市民課窓口に子どものためのスペースを設けるなど、庁舎を市民に開放していく方向で検討すべき。

### 3 新庁舎が備えるべき機能と役割

市庁舎が果たすべき機能と役割は、市民生活にかかわる公的サービスを提供すること、まちづくりの中心的役割を担うこと、行政事務の遂行、議会、災害時の拠点などさまざまな機能と役割が求められるところではあるが、今回の新庁舎整備に関しては、まずは、「市民生活にかかわる公的サービスを提供する機能と役割」を最優先し、その他は財政等を考慮し、場所や規模などを検討する過程で総合的に決めるべきと考える。

### 4 新庁舎の規模

- (1) まずは、「市民生活にかかわる公的サービスをワンストップで提供するための機能を備える」ための整備を最優先した規模とすべきであり、その他の機能は可能な限り分散することを検討すべき。
- (2) 庁舎は、建設完了後約60年間は使用することから、今後70年間の人口減少とそれに伴う職員数の減少を見据えた規模とすべき。
- (3) 総務省の基準については、あくまでも基準ということなので、市独自の検討を行い、規模を算定すべき。
- (4) 上記のことを踏まえ、財政負担に配慮して規模を検討すべき。
- (5) 地元企業が受注できる規模とすべき。

### 5 新庁舎の建設場所

- (1) 新庁舎は、「市民でにぎわい、親しまれるシビックセンター」であるとともに、新庁舎があることでまちににぎわいを創出できる役割も同時に果たすべきと考えることから、買物公園に建設すべき。
- (2) 「市民生活にかかわる公的サービスをワンストップで提供するための機能」以外の機能を担う庁舎は、第二庁舎と現総合庁舎1、2階部分及び議会棟の継続使用や賃貸ビルの活用を検討すべき。

- (3) 場所の選定に当たっては、完成後の利便性を第一に考えることは当然であるが、建設時における代替施設の場所や経費等に配慮して決定すべき。

## 6 その他

### (1) 市の説明不足について

(i) 庁舎整備検討審議会や委員会での審議は、平成27年3月に示された「旭川市庁舎整備基本構想策定に向けた検討資料」をもとに行われている。資料では買物公園の建設場所は旧須貝ビル跡地のみとなっているが、資料が示された後に民間団体からの申し出があり、委員会質疑では、「買物公園に建設する場合は、旧須貝ビル跡地のみでなく1区画全体に建設することを視野に入れている」という答弁があったにもかかわらず、その内容やシミュレーションは全く示されていない。1区画全体を使う場合のシミュレーションを提示すべき。

(ii) 庁内6部長を委員とした内部検討組織である「庁舎整備検討委員会最終報告」（平成25年1月）において「規模は2万平方メートルから2万5千平方メートルの庁舎を想定」としながら、平成27年3月の「旭川市庁舎整備基本構想策定に向けた検討資料」では「3万7千平方メートル」となったことの原因とその経緯を明確に示すべき。

### (2) 市民文化会館の改修について

市民文化会館は、現在のように小規模改修を続けていっても、約10年後には大規模改修かまたは改築を検討しなければならない。大ホールの稼働日数は、毎年おおむね200日であり、今後も必要な施設と思われるので、新庁舎整備と連動して検討すべきと考える。市民文化会館の改築等を視野に入れた資料を市は提出すべき。

### (3) 事業手法と財源について

事業手法と財源については、買物公園と現庁舎付近とは全く違って来るはずであるが、検討に値する資料を市は示していない。本市の厳しい財政状況を考えれば、何よりも重要である事業手法と財源見通しをまずは示すべき。

### (4) 基本構想策定には時間をかけるべき

今回、1から5について現時点での考えを意見としてまとめたが、新庁舎は、今後まちづくりに与える影響が大きいことから、上記のような市の説明不足という状態で、規模や場所を特定することは非常に難しい。市は年度内に基本構想案の策定を目指すとしているが、不十分な市の説明を前提としたこれまでの議論のみで結論を急ぐのはいかなものかと考える。よって、市は検討に必要な資料を十分に示した上で再度市民に諮るべきであり、基本構想案の策定は急がずもっと時間をかけて検討すべき。

【無所属 金谷美奈子委員】

- 1 庁舎建設の必要性  
耐震性や老朽化の点から建設は必要である。
- 2 新庁舎の基本理念  
シビックセンターについては見直しが必要である。
- 3 新庁舎が備えるべき機能と役割  
基本方針の一部に、新庁舎の規模と連動した内容の見直しが必要である。
- 4 新庁舎の規模  
社会福祉協議会や商工会議所の面積は算定せず、必要最小限とすべきである。
- 5 新庁舎の建設場所  
現庁舎周辺エリアとすべきである。
- 6 その他  
直接建設方式とし、既存のリース方式も検討に加えるべきである。